

入間市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の要旨 (議案第65号)

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の改正により、特別職の任用の厳格化が行われ、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、職員の給与及び勤務条件等について、関係する条例の整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 入間市消費生活センター条例

- ・消費生活相談員が特別職非常勤職員である文言を削除する。

(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

- ・地方公務員法改正による条項すれの修正及び文言修正を行う。

(3) 入間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

- ・条例の規定により任命権者が市長に報告すべき事項の対象となる職員から、パートタイム職員を除く改正を行う。(対象職員は正職員・再任用フルタイム職員・嘱託職員となる。)

(4) 入間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

- ・会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項第1号(心身の故障による休職)により休職する場合、その期間は任期の範囲内とする。

(5) 入間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

- ・パートタイム職員に減給の懲戒処分をする場合は、報酬の10分の1以下を減ずるものとする。

(6) 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

- ・条例第19条に規定する非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇について、任命権者が規則で定めることを追加する。
- ・規則の詳細は、入間市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の要旨(3ページ)のとおり

(7) 入間市職員の育児休業等に関する条例

- ・職員の育児休業等について、会計年度任用職員が取得することができる要件及び取得期間等を、国の非常勤職員に準じて定める。
- ・育児休業は、①在職期間が1年以上である、②子が1歳6か月に到達する日以降も引き続き任用される可能性がある、③市長が定める勤務日数以上である

(1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上)の要件を満たした職員が取得できる。

- 育児休業は子が1歳に到達する日まで取得できる。ただし、要件を満たした場合は、最大2歳に到達する日まで延長が可能。
- 部分休業は、①在職期間が1年以上である、②市長が定める勤務日数以上である(1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上)の要件を満たした職員が取得できる。
- 部分休業は、始業時間または終業時間と連続して30分単位で、最大2時間取得できる。ただし、一日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で行う。

(8) 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償のうち、会計年度任用職員に移行する職に関するもの等を削除する。

(削除する職)

- 市税等徴収指導員
- 社会教育指導員
- 教育相談員
- 英語指導助手
- 市税等納税相談員
- 交通指導員
- 専門委員
- 家庭児童相談員
- 内職相談員
- 消費生活相談員
- 放課後子ども教室事業コーディネーター
- 外国人相談員

(9) 入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

- 技能労務職である会計年度任用職員の給与の種類及び基準の規定を追加する。
- 条例の適用職員の範囲に調理補助員、配膳員及び用務員を加える。
- 技能労務職である会計年度任用職員には、嘱託職員・パートタイム職員共に、入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の例により給料及び各種手当を支給する。
- 会計年度任用職員の給与の額及びその支給方法は、入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の給与の額及びその支給方法を基準とし、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して市長が規則で定める。
- 規則の詳細は、入間市技能労務職である会計年度任用職員の給与に関する規則の要旨(6ページ)のとおり

(10) 入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

- 企業職員の会計年度任用職員の給与の種類及び基準を、市長部局に準じて定める。

2 施行日 令和2年4月1日。ただし、(4)入間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の文言整理の改正は、公布の日から施行する。

○ 入間市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の要旨

1 規則の制定要旨

(1) 1 週間の勤務時間

- ・ 嘱託職員の勤務時間は、1 週間当たり 38 時間 45 分とする。
- ・ パートタイム職員の勤務時間は、1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内で、職の性質に応じて任命権者が定める。

(2) 週休日及び勤務時間の割振り

- ・ 日曜日及び土曜日は、週休日とする。パートタイム職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。
- ・ 月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- ・ 公務の運営上の事情により特別の勤務形態とする必要がある場合は、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(3) 年次有給休暇

- ・ 年次有給休暇は下表のとおり付与する。
- ・ 年次有給休暇は 20 日を限度として、翌年度に繰り越すことができる。

○ 嘱託職員

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

○ パートタイム職員

区分	1 週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日	
	1 年間の勤務日の日数		217日以上	169~216日	121~168日	73~120日	48~72日	
勤続年数ごとの年次有給休暇日数	初年度	採用後6か月まで		任用期間2か月につき1日				1日
		採用後6か月経過後		7日	4日	2日	0日	0日
	2年度目以降	4月1日における勤続年数	1年	11日	8日	6日	4日	2日
			2年	12日	9日	6日	4日	2日
			3年	14日	10日	8日	5日	2日
			4年	16日	12日	9日	6日	3日
			5年	18日	13日	10日	6日	3日
6年以上	20日	15日	11日	7日	3日			

(4) 病気休暇

- ・病気休暇は有給の休暇と無給の休暇に区分し、下表のとおりとする。

○有給の休暇

項目	内容	日数等
嘱託職員	公務上の負傷等の場合	最大 90 日
	私傷病で 4 日以上療養が必要な場合	最大 20 日
パートタイム職員	公務上の負傷等の場合	最大 4 日
給食調理員、調理補助員 及び配膳員 (嘱託・パート共通)	感染症（感染症法に規定する三類感染症及び五類感染症のうち感染性胃腸炎）に罹患した場合	通院後陰性になるまでの期間

○無給の休暇

項目	内容	日数等
嘱託職員	公務上の負傷等で、有給休暇の期間を超えて療養が必要な場合	その療養に必要な期間
	私傷病で 3 日以内の療養が必要な場合	最大 3 日
パートタイム職員	公務上の負傷等で、有給休暇の期間を超えて療養が必要な場合	その療養に必要な期間
	私傷病の場合	年度で 10 日の範囲内

(5) 特別休暇

- ・特別休暇は有給の休暇と無給の休暇に区分し、下表のとおりとする。

○有給の休暇

	項目	内容	日数等
1	公民権行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
2	官公署出頭	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3	子の看護	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	年度で 5 日の範囲内 (子が 2 人以上の場合には 10 日)
4	短期介護	要介護者の介護等の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	年度で 5 日の範囲内 (要介護者が 2 人以上の場合には 10 日)
5	忌引	忌引の場合	別に定める期間 (正規職員と同じ)
6	現住居の消失等	災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	1 週間の範囲内
7	結婚	結婚の場合	5 日の範囲内
8	夏季	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	市長が定める日数
9	出勤困難	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
10	退勤途上	地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

○無給の休暇

	項目	内容	日数等
1	出産	出産の場合	産前6週間 産後8週間
2	妊産婦の健康診査及び保健指導	妊娠中又は出産後1年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
3	妊娠中の通勤緩和	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通して1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
4	妊産疾病	女子職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
5	育児時間	生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回各30分以内
6	生理日の就業困難	生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内
7	骨髄等ドナー	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための提供希望者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間

(6) 介護休暇（無給）

- ・介護休暇は、職員が次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある要介護者の介護をするため、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合の無給の休暇。
- ・介護休暇を受けることができる者は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上であるものであって、引き続き在職した期間が1年以上のもの。（介護休暇初日から6月+6月経過日以降も引き続き任用される可能性があるもの）

(7) 介護時間（無給）

- ・介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合の無給の休暇。
- ・介護時間を受けることができる者は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、引き続き在職した期間が1年以上であるもの。
- ・介護時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内。

(8) その他

- ・週休日の振替等、休憩時間、正規の勤務時間以外の時間における勤務、育児・

介護を行う職員の深夜勤務等の制限、時間外勤務代休時間、休日、休日の代休日については、一般職の例による。

- 学童保育室の放課後児童支援員については、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇については、嘱託職員として取り扱う。

3 施行日 令和2年4月1日

○ 入間市技能労務職である会計年度任用職員の給与に関する規則の要旨

1 規則の制定要旨

入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行に関し必要な事項を規則で定める。

- 嘱託職員の給与は月額で定め、給料表によるものとする。給料表は「技能労務職員の給与に関する規則」に規定する1級の給料表に、下位の号給を加えたものを使用する。（最高号俸：340,500円）
- パートタイム職員の給与は月額・日額・時間額で定め、上記の給料表を基礎とし、勤務時間で按分して算出する。（技能労務職のパートタイム職員には、給料と別に地域手当を支給する）
- 新たに会計年度任用職員となった者の号給を、職ごとに定める。
- 会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他市長が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、市長が別に定めるところにより、規則に規定する号給よりも上位の号給とすることができる。
- 給料以外の給与の額及び支給方法その他必要な事項は、入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

2 施行日 令和2年4月1日